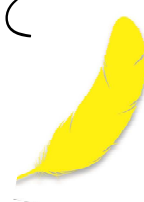


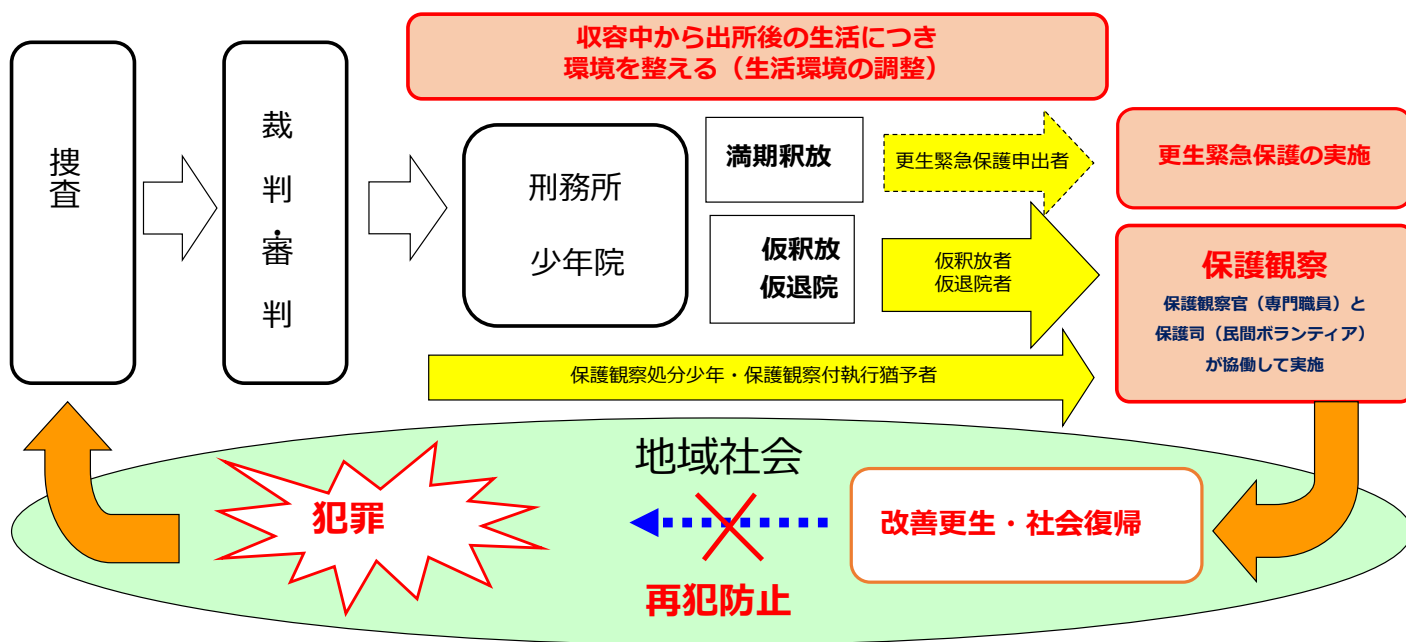
刑務所出所者等の居住支援について

法務省 保護局 更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室長 西村 朋子

立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根



更生保護の役割 ～ 刑事司法における再犯防止のかなめ～



刑務所出所者等とは

◆ 保護観察対象者

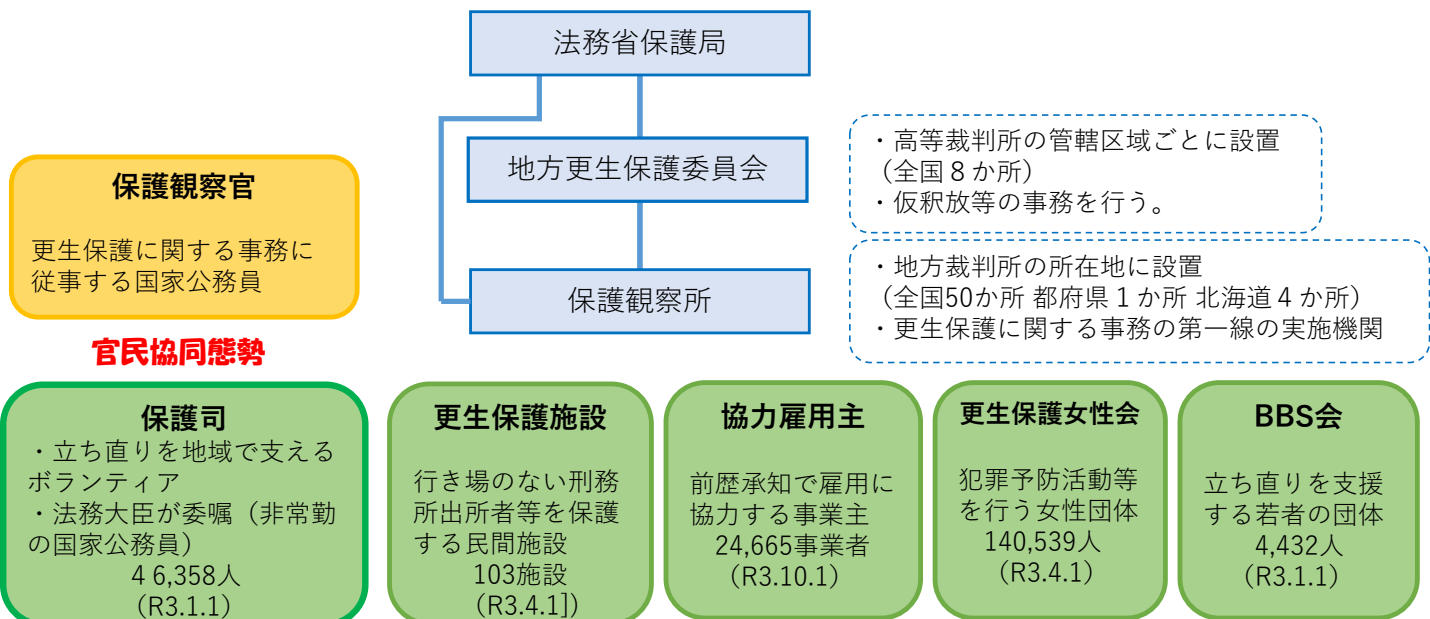
保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判で刑の全部又は一部の執行を猶予されて保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

◆ 更生緊急保護対象者

更生緊急保護の対象者	期 間
次の①から③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能

※ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の国土交通省令に定める「住宅確保要配慮者」⇒「刑務所出所者等」と同じ。

更生保護の実施体制



更生保護を支える民間ボランティア

保護観察の方法

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし、指導監督及び補導援護を行うことにより、実施する。
(更生保護法第49条)

指導監督

- ・面接その他の適当な方法により保護観察対象者との接触を保ち、生活状況を把握する。
 - ・「遵守事項（約束事）」を守って、生活・行動するよう必要な指示や措置をとる。
 - ・特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する。
- ※ 保護観察対象者には、保護観察期間中、遵守事項を守る義務が課される。

補導援護

- ・適切な住居等が得られるよう援助する。
- ・医療や療養、就職、教養訓練を得られるように援助する。
- ・生活環境の改善や調整を行う。
- ・社会生活に適応させるための生活指導（SST等）を行う。



更生緊急保護について

概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

※ 本人の申出が必要

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

措置内容

- 宿泊場所の供与(更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託)
- 金品の給貸与(食事・衣料の給与等)
- 宿泊場所への帰住援助(旅費給与)など

※ 改善更生のために必要かつ相当な限度

生活環境の調整

刑の執行のため刑事施設に収容されている者、保護処分執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先、その他の生活環境の調整を行うものとする。

(更生保護法第82条・抜粋)



刑務所出所者等の居住支援

更生保護施設



自立準備ホーム

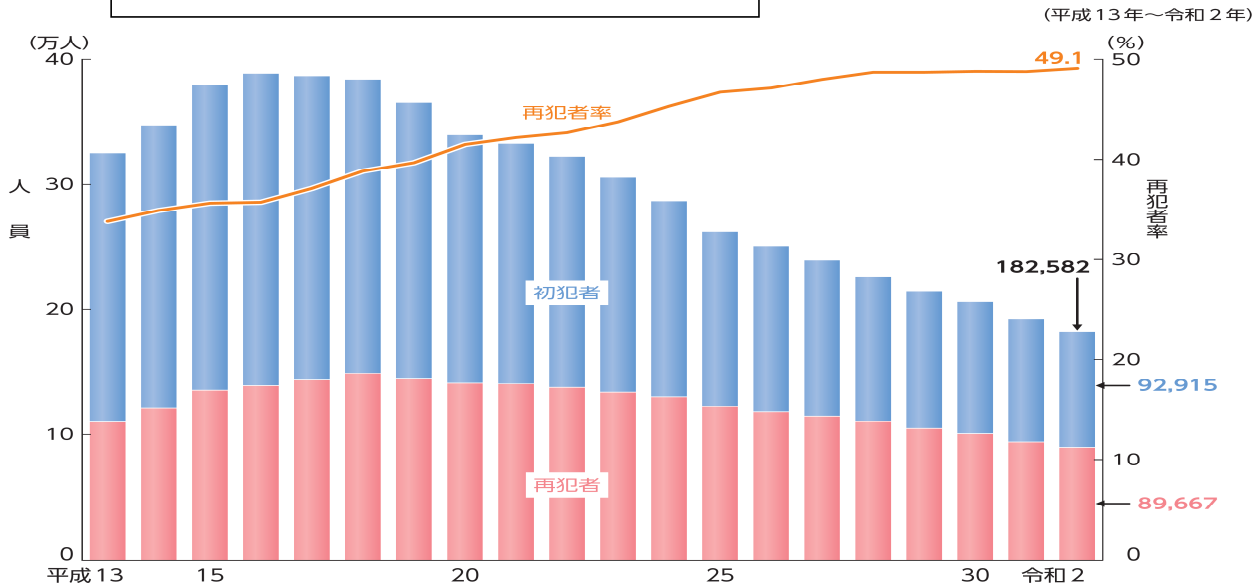
- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営されている。(大半が20名定員)
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間(1人当たりの平均委託期間は77.8日/令和2年度)を収容保護し、専門の職員が24時間体制で自立に向けた生活指導等を実施する。
- ・ 法務省の認可施設(民間施設)で、委託費を支給する。
- ・ 年間約8,000人保護する。

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始された。
- ・ あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を活用するもの。⇒ 宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。
- ・ 保護観察所が、宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等(巡回による支援でも可)を委託する。
- ・ 全国で447事業者が登録(R3.4.1現在)。
- ・ 年間約1,700人を保護し、保護の期間は更生保護施設に準じる。(1人当たりの平均委託期間は77.4日/令和2年度)

ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

なぜ、刑務所出所者等の居住支援が必要なのか

刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員が占める率の推移

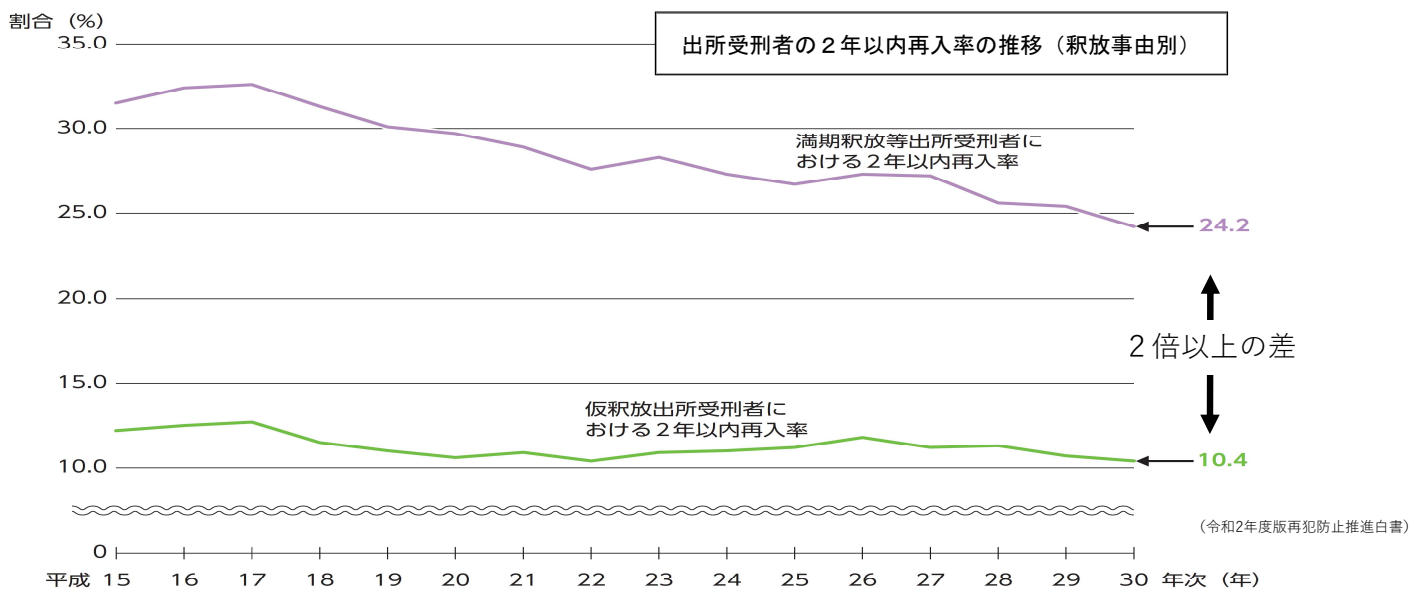


刑法犯検挙人員の約半数が再犯者

(令和3年度版犯罪白書)

満期釈放者の再犯率は仮釈放者と比較して高い現状

※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再び刑務所に入所した人員の比率のこと。

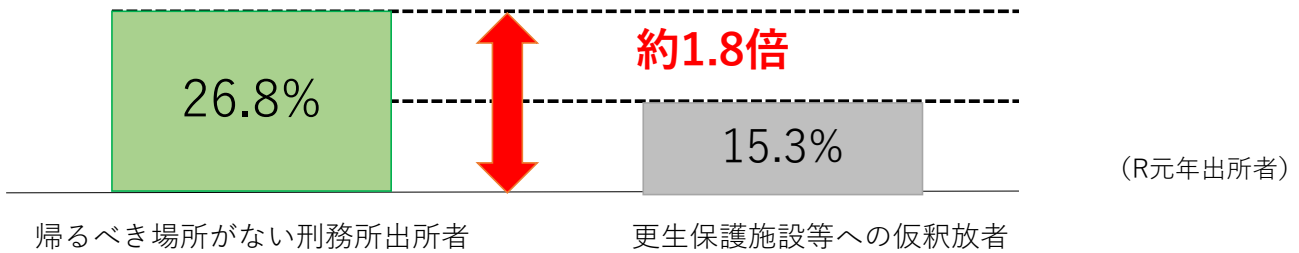


仮釈放者 = 刑期満了の前に仮に釈放された人
残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者 = 刑の執行が終わった人
更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

帰るべき場所がない刑務所出所者の2年以内再入率は、
更生保護施設等の適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.8倍

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率



- ・更生保護施設等は、一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保して、自立退所することが求められる。
- ・更生保護施設等に入所した出所者等は、頼ることができる親族等がないことから、自立先（施設退所後の住居）を確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- ・居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。



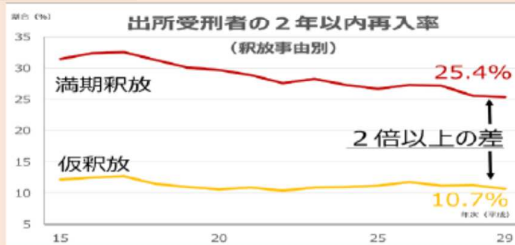
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を
2割以上減少
※ 2,726人（直近5年間の平均）
→ 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で
地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

居住支援法人と連携した居住支援

○ 更生保護関係機関との連携

◆ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・ 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。
- ・ 第1回（令和2年8月）、第2回（令和3年6月）

※ 地方ブロック機関単位での連絡協議会を開催

◆ 居住支援協議会への参加

保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度等を説明

⇒ 連携を開始した法人数
82団体
(R3.9月末現在)

◆ 居住支援法人と連携した住まい（定住先）確保

居住支援法人と連携した事例数 96事例（R3.9月末）

- 例）
- ・ 更生保護施設からの退所先（自立先）の情報提供
 - ・ 更生緊急保護対象者（満期釈放者）の居住支援
 - ・ 矯正施設在処者の帰住先（矯正施設退所後の生活場所）

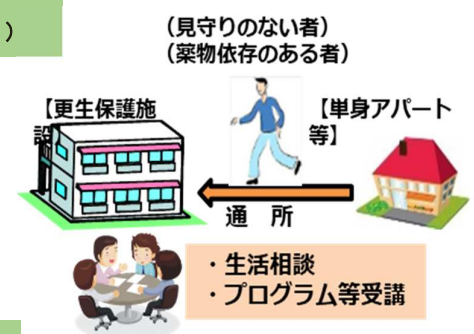
○ 更生保護施設との連携

◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業（平成29年度から）

更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、

当該**更生保護施設への通所**が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が実施する
薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



◆ 更生保護施設による訪問支援事業（令和3年度から）

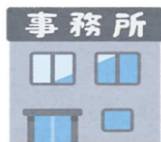
- 更生保護施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して**訪問等による支援**を継続的に実施
- **モデル事業として8施設で実施**（埼玉県、東京都、京都府、大阪府、広島県、福岡県、熊本県）



○ 更生保護就労支援事業所との連携

◆ 更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者（更生保護就労支援事業所）が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行う事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和3年度現在全国23庁で実施（札幌、盛岡、仙台、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、沖縄）
- **令和4年度は新たに2庁を追加し、全国25庁で実施予定**

就職活動支援業務

矯正施設収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

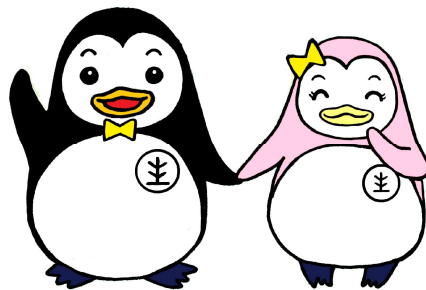
職場定着支援業務



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

住宅・福祉の関係機関と連携した「刑務所出所者等（住宅確保要配慮者）」の住まい支援



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。